

令和7年度海岸漂着物回収処理業務仕様書

- 1 目 的 時化等により廃プラスチック等のごみが八雲町の海岸に漂着し、更なる時化による漂着物の再流失に伴う漁業被害防止と、船舶の安全航行の確保並びに海岸景観の保全目的として、海岸のごみ対策を行う。
- 2 概 要 八雲町山崎漁港から花浦ブイタウシナイ川までの海岸約 2,400mの区間において、土木業者が重機、作業員による海岸漂着物の回収、分別、集積及び廃棄物中間処理施設の(株)森町環境保全サービスへ運搬、処理する。
- 3 廃棄物の種類 海岸漂着ごみは、処理困難物に該当するため、産業廃棄物として処理する。
- 4 ボランティア清掃事業 6月1日(日)、八雲町が海岸ボランティア清掃事業を同区間で実施するため、仮設トイレの設置及び回収区間内に梱包材(フレコン)を約100m間隔に設置し、事業完了後に回収して分別すること。
- 5 回収方法 ①作業員による手作業での回収。
②流木は、0.45 m³BH、不整地運搬車を組み合わせて回収する。
③流木以外は、ホイールローダー、不整地運搬車を組み合わせて回収する。
- 6 集 積 所 ①回収した海岸漂着ごみは、八雲町が指定した一時集積所にごみの種類ごとに分別しておくこと。
②一時集積、搬出時に、0.45 m³BHを使用する。
- 7 漂着ごみの分別区分、回収量(概数)

No.	区 分	回収量(概数)
1	ガラス、陶磁器くず	0.06 t
2	鉄くず、空きかん類	0.03 t
3	廃プラスチック(網・ロープ)	11.00 t
4	廃プラスチック(浮球・魚箱類)	11.00 t
5	廃プラスチック(軟質プラ)	15.00 m ³
6	木くず(流木)	65.00 t
7	混合廃棄物(安定型)	1.40 m ³

- 8 回収困難物 ①鋼芯入りロープ
 ②不法投棄物

- 9 一時集積所から処理場へ運搬、処理
- ①一時集積したごみは、森町㈱環境保全サービスへ運搬、処理する。
 - ②処理場への運搬は、森町㈱環境保全運輸のトラックを使用すること。
 - ③重機通行時は、交通誘導警備員を配置すること。

- 10 設計変更 本設計の処理量及び業務量は概算で算出しているため、マニユフェストにより処理数量を確認する。作業稼働日数については、受注業者と協議のうえ整理し、設計変更を行って精算する。

積算時の作業計画

- ① 令和7年度は現地調査判断よりゴミの飛散状況が多いこと。（特に浮玉）海岸までの幅員が長いため、機動力を重視し、0.8m3級ホイールローダを選定した。（バケツで浮玉を回収する。）
- ② ホイールローダと不陸地運搬車①の組合せは主に流木以外のごみ、0.45m3BHと不陸地運搬車②の組合せは流木を回収することを設定している。
- ③ 要所に段差が発生しているが、ホイールローダが走行できない箇所は0.45m3BHで通行可能なように粗均しするしかない。
- ④ 作業終了時の重機設置箇所については海岸であることから時期による満潮、干潮を必ず確認すること。
- ⑤ 着手前、完了、写真管理測点は基準にないが要所+400mごとに6箇所を最低限管理する必要があると考える。

